

かいづ夢づくり協働事業

(協働事業提案制度)

【令和2年度 募集案内】

募集締切 令和2年1月31日(金)

市と一緒にまちづくりに取り組んでみませんか？

市内で市民活動を行っている団体からの協働事業の提案を、お待ちしております！



市民が安心して暮らすことができる豊かな地域社会を築くためには、市民、市民団体、企業、市など様々な立場の人や団体が、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。

「かいづ夢づくり協働事業」(協働事業提案制度)は、市民の皆様の持つアイデアやノウハウを公共的課題の解決や地域の活性化に生かし、より市民ニーズに合った公共サービスを提供するとともに、様々な団体と市とが、互いの特性を生かして協力し合いながら公共的課題に取り組むことで、協働への理解を深め、よりよいまちづくりを目指すために実施するものです。

海津市役所 市民活動推進課

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	募集する事業	1 ページ
3	事業期間	1 ページ
4	対象となる団体	2 ページ
5	市の補助金	2 ページ
6	提案方法	2 ページ
7	審査選考	3 ページ
8	事業実施に向けた協議（事前協議）・協定	4 ページ
9	事業の実施	4 ページ
10	中間報告	4 ページ
11	事業実施報告書・収支決算書等の提出（事業終了後）	4 ページ
12	報告会	4 ページ
13	事業の流れ	5 ページ
14	行政提案型の概要	7 ページ
	※Q & A	11 ページ
	※提出様式記入方法	13 ページ

1 事業の目的

この事業は、次の3つを目的としています。

- (1) 市民の視点による創意工夫に満ちた協働事業を実施することにより、多様化する市民ニーズや複雑化している地域の課題に効果的に対応し、市民ニーズに合ったきめ細やかな公共サービスを提供すること。
- (2) 様々な団体が公共サービスの担い手となることで、地域において提供できる公共サービスの多様化を図り、地域において課題を解決する力を高めること。
- (3) 様々な団体と市とが互いの特性を生かして、ともにまちづくりに関わることにより、協働に対する意識の向上を図ること。

2 募集する事業

次の2つの区分で事業の提案を募集します。

①市民提案型

市民の視点により企画された、市民が感じている公共的課題の解決や地域の活性化につながる協働事業の提案を募集します。

※テーマは自由です。

②行政提案型

市が市民と協働で取り組みたい課題やテーマを示し、それに対する具体的な事業の企画提案を募集します。

※7ページ「行政提案型の概要」をご覧ください。

募集する事業は、「市民提案型」と「行政提案型」の2種類あります。



募集する事業の要件は次のとおりです。

- 提案団体自らが参加し、不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のために行う事業
- 具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業
- 市と協働で実施することにより、より高い効果（相乗効果）が期待できる事業

●次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人や団体が利益を受けるもの
- ・宗教、政治、選挙活動
- ・公序良俗に反するもの
- ・海津市または海津市の外郭団体から助成金等を受けている事業
- ・その他市長が不適当と認めるもの

3 事業期間

事業期間は令和2年4月1日から令和3年1月31日までとします。

(補助金交付の対象となる期間は交付決定を受けた日から令和3年1月31日までとなります。)

4 対象となる団体

次のすべての要件を満たしている団体を対象とします。

- (1) 海津市内で市民活動を行っていること、又はこれから市民活動を行おうとしていること
- (2) 市と協働事業を実施できる実績があること、又は実施できる能力があること
- (3) 組織の運営に関する規約等があること
- (4) 予算・決算等の事務が適正に行われていること、又は行われる見込みがあること
- (5) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にない団体であること
- (6) 政治、宗教、選挙活動を目的としていない団体であること

※法人格の有無や組織の規模は問いません。企業の社会貢献活動も対象となります。

5 市の補助金

協働事業実施に経費が必要な場合、次の要件により補助金として団体に交付します。

- (1) **市民提案型**・・・補助対象経費の**2分の1**を補助し、補助の上限額を**30万円**とします。
- (2) **行政提案型**・・・補助対象経費の**全額**を補助します。ただし、提案テーマごとに補助の上限額があります(詳しくは7ページから11ページ「行政提案型の概要」)。

*** 補助金の交付回数は、3回を限度とします。**

*** 令和2年度予算議決前につき、補助の上限額は変更となる場合があります。**

※団体の維持運営のための経費、協働事業採択前の事前準備等の経費、他の制度により助成を受ける経費、交際費、慶弔費、参加者飲食費、懇親会費等は対象となりません。

※補助金は、協働事業実施決定後、概算払いを受けることができます。なお、協働事業終了後、余剰金が生じた場合は返還していただきます。

6 提案方法

協働事業を提案する団体は、次の書類を募集締切日までに提出してください。

※企画内容や書類に不備等があった場合、提出書類は受理いたしません。

(1) 提出書類

- ① かいづ夢づくり協働事業提案書 (**様式第1号**)
- ② 収支計画書 (**様式第2号**)
- ③ 提案団体概要書 (**様式第3号**) ※**様式1～3号**は市のホームページからダウンロードできます。
- ④ 団体の規約、会則、定款等
- ⑤ 役員、会員名簿(役員と協働事業に従事する方の役職、氏名、住所を記載)
- ⑥ 団体の予算書・決算書(最新のもの)
- ⑦ 団体の活動がわかる資料(活動報告書、会報、チラシなど)

(2) 募集締切

令和2年1月31日(金)(当日必着)

(3) 提出先

海津市役所 市民活動推進課(市役所西館1階)

不明な点などがあれば相談に応じます。
まずはご連絡ください。

Tel : 53-3194

担当 : 市民活動推進課 伊藤

7 審査選考

審査は、提出書類やプレゼンテーション・ヒアリングにより、審査委員会が行います。（審査委員会は、市民並びに有識者及び市の職員で構成しています。）

○プレゼンテーション・ヒアリング

提案団体には、提案した事業の内容等について資料・パワーポイント等を用いて説明していただきます。
また、審査委員会が事業内容等について質問を行います。

○審査会

プレゼンテーション・ヒアリング終了後に、審査委員会による審査会を開催し、審査結果を取りまとめ市長に報告します。

◆審査基準

次の視点により、審査を行います。

事業の 妥当性	①事業の必要性	公共的課題の解決や地域の活性化等について現状が把握され、市民に必要とされている事業（又は企画内容）であるか
	②公益性・市民サービスの向上	不特定多数の市民の利益、市民サービスの向上につながる事業（又は企画内容）であるか
	③具体性	事業内容、実施方法は具体的で、実現可能な提案内容であるか
	④継続・発展性	事業に継続性があり、団体等の自主的な活動による発展が認められるか
	⑤適正な予算	事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか
協働の 必要性	⑥協働の必要性	事業目的達成のための団体と市との協働の必要性が明確になっているか
	⑦役割分担の妥当性	団体と市との役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか
	⑧協働の効果	団体又は市が単独で行うよりも質の高い市民サービスを提供でき、団体、市にとってのメリットや、他の地域や他の団体への成果の広がりが期待できるか
団体の 状況	⑨事業実施能力	提案団体には、事業実施に必要な知識、技術、体制等があり、市と効率よく連携を図ることができると認められるか
	⑩事業に対する熱意	提案事業に対する熱意があると認められるか

○採択事業の決定

審査委員会による審査結果を受け市が採択事業を決定し、提案団体に結果をお知らせします。
審査結果の概要等は、市ホームページ等で公表します。

8 事業実施に向けた協議(事前協議)・協定

採択事業が決定された後、提案団体と市の担当課とが、協働事業の実施に向けて、より効果的な事業になるよう事業内容や役割分担などを協議し、事業の実施計画書と収支予算書を作成します。また、協議が整った段階で協定書を締結します。

なお、提案書提出前後に提案団体と担当課との事前協議を行うことがあります。事前協議の内容によっては提案書の修正をお願いすることがあります。

※協定書の締結後、市補助金の概算払いの申請をすることができます。

9 事業の実施

協定書締結後、提案団体と市の担当課とが、必要に応じて協議を行いながら事業を実施します。

10 中間報告

中間報告時点での事業の進捗具合、現状と課題等について書面で報告していただきます。

11 事業実施報告書・収支決算書等の提出(事業終了後)

事業終了後30日以内に、事業実施報告書・収支決算書等を提出していただきます。

※補助金の額は、事業実施報告後、収支決算書等の内容を審査したうえで確定します。

補助金の概算払いを受けた場合は、精算等の手続きをしていただきます。

12 報告会

事業終了後、事業報告会を開催し、事業の実施内容や成果を報告します。

報告会と事業実施報告書等の内容により、審査委員会が事業の成果等について評価を行います。

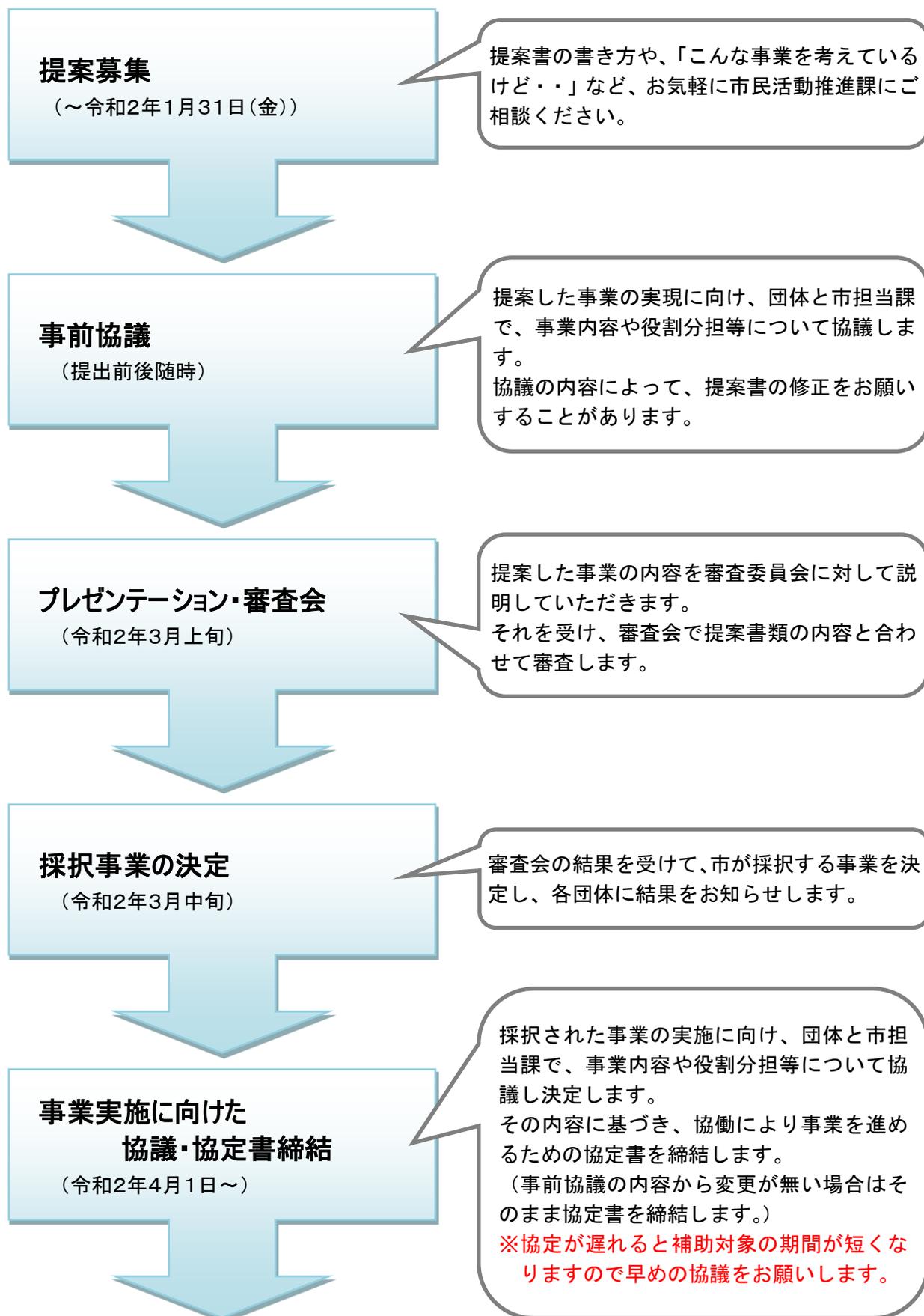
評価の概要は、市ホームページ等で公表します。

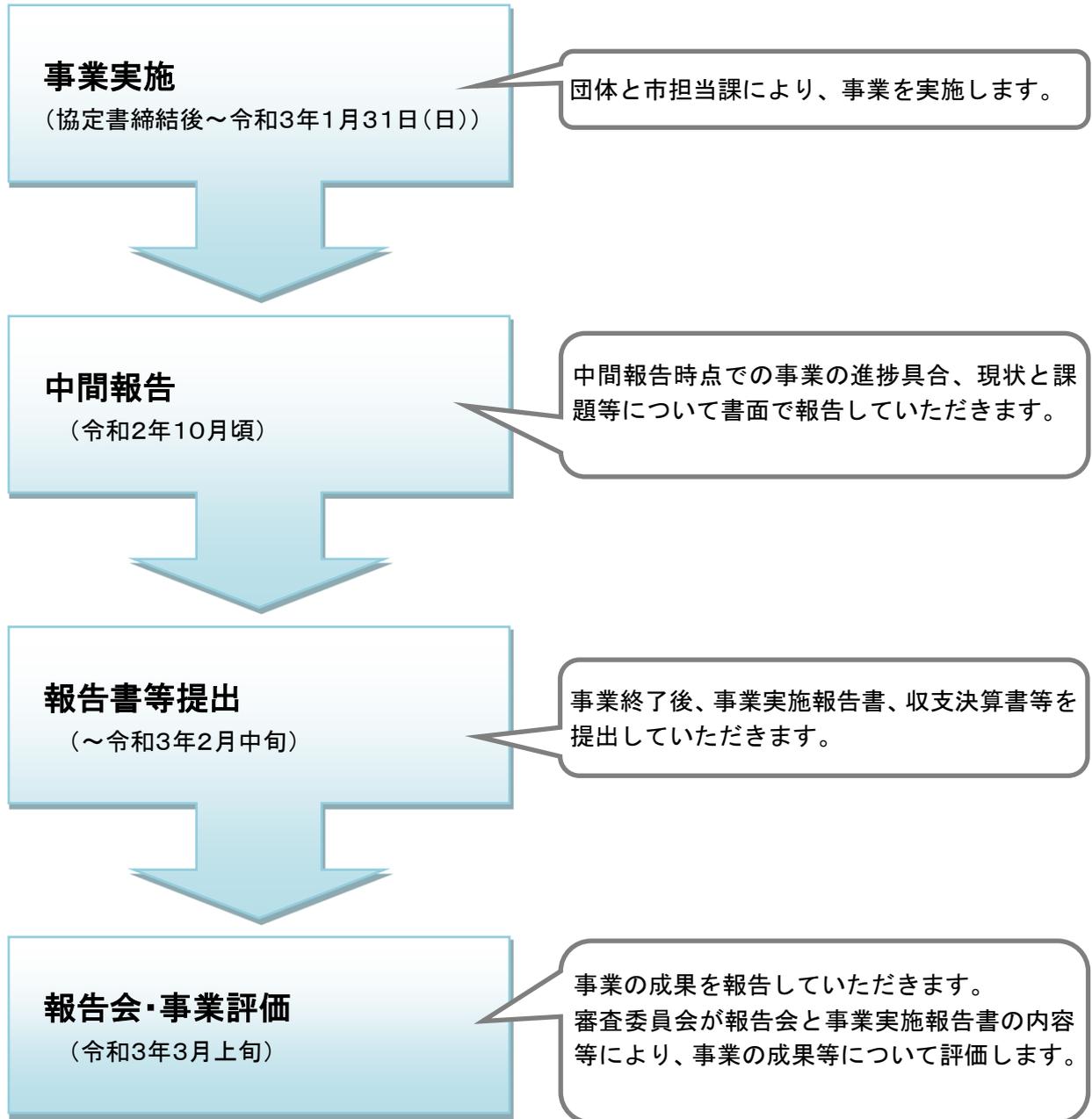


次に、提案募集から、事業の流れについて説明します。

13 事業の流れ

この事業の大まかな流れは次のとおりです。(日程については前後することがあります。)





4月から事業がスタート
できるよう、プレゼンを前
年度の3月に実施します。

14 行政提案型の概要

令和2年度行政提案型のテーマは、下記のとおりです。

テ ー マ	津屋川の彼岸花を活用した地域賑わい事業
提 案 課	商工観光課
現 状 の 課 題	<p>海津市には、9月中旬から下旬にかけてのお彼岸の頃、津屋川の堤防3kmにわたり約10万本の真紅の彼岸花が彩り、近年雑誌で紹介されるなど他県から多くの観光客や写真愛好家で賑わいます。</p> <p>当市の秋の行楽シーズンの先陣を切るこの津屋川の彼岸花の観光資源を活用し、ハリヨの生息地等周辺観光施設を一体とした魅力ある観光資源を市内外にPRを行っていきたい。</p> <p>津屋川の彼岸花を出発地として市内周遊観光を行う情報発信を行いたい。</p>
考 え ら れ る 事 業 の 例	<ul style="list-style-type: none"> ○養老鉄道を活用したハイキング ○ハリヨの生息地等周辺観光施設への周遊ガイド ○農産物・特産物等の販売 ○観光地域づくりへの参画（投網の実演、野点） ○他の観光資源とタイアップし、交流人口の増加 ○利用客アンケート
市 が 可 能 な 役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ○PR支援（HP、フェイスブック等） ○周辺自治会や関係団体との連絡調整 ○観光イベントへの後援、協賛など ○市のバスにより、プラザ下多度と津屋川彼岸花現地のシャトルバスを運行
補 助 金 上 限 額	70万円



テ　　ー　　マ	平田靱負ロード・桜を活用した地域賑わい事業
提　案　課	住宅都市計画課
現　状　の　課　題	<p>海津市は、昔から水との闘いが繰り返されてきた土地であり、江戸時代には、三川分流の礎を築いた宝暦治水工事が行われた。大樽川洗堰は二の手の工事として、薩摩藩士によって洗堰が改修されました。当時の総奉行平田靱負翁が宿として、大牧よりこの工事の指揮を行うため通われたであろうこの大樽川堤には毎年ソメイヨシノ・八重桜が咲き誇り桜のスポットとして親しまれています。</p> <p>この堤は、「平田靱負ロード・桜」として命名されており、歴史的財産として、後世へ引き継ぎ、併せて、この地を賑わいのある観光資源として、市内外にPRを行っていきたい。</p>
考　え　ら　れ　る 事　業　の　例	<ul style="list-style-type: none"> ○堤を利用した健康ウォーク ○桜開花時期に合わせた、イベントの開催や物販販売 ○ライトアップ ○他の観光資源とタイアップし、交流人口の増加 ○堤の清掃活動
市　が　可　能　な 役　割　分　担	<ul style="list-style-type: none"> ○PR支援(HP、フェイスブック等) ○関係機関との連絡調整 ○イベント等の後援
補　助　金　上　限　額	50万円



テ ー マ	まずは出会いから、そしてその先へ向けて！
提 案 課	企画財政課
現状の課題	<p>人口が減少し続けている要因のひとつとして、非婚、晩婚化が全国的に問題となっている。調査によると、「結婚の必要性を感じない」と回答される方もみえるが、「相手がいない」「出会いの場がない」「うまく付き合える自信がない」との回答が多数を占めている。</p> <p>こういったことを解決する対策として、行政主導ではなく、ノウハウを有した団体と市内の施設を有効活用し、結婚後市内に居住の意思のある男女に対して、柔軟かつ効果的な事業に取り組みたい。</p>
考えられる事業の例	<p>○婚活イベント</p> <p>○おみあいサポート</p> <p>○相談窓口</p>
市が可能な役割分担	<p>○PR支援(市報、HP、ブログ、インスタグラム、県等への情報発信)</p> <p>○イベント等への後援、協賛等</p>
補助金上限額	30万円

テ ー マ	移住・定住の促進、地域活性化に取り組み、海津市を元気にする！
提 案 課	企画財政課
現状の課題	<p>海津市の人口は、減少し続けており、人口減少社会への対応は、全国的にも、また、岐阜県下の多くの市町村においても重要な問題となっている。</p> <p>本市の人口は、2000年以降減少が進み、自然増減・社会増減ともにマイナスとなり、その値は拡大傾向にある。</p> <p>この状況を改善するべく様々な人口減少対策事業にも取り組んでいるが、現在のところ目立った成果に結びついていない。</p> <p>こういった事業を効果的なものにするためにも、行政とは違った視点で、「移住・定住、地域活性化」について一緒に取り組みたい。</p>
考えられる事業の例	<p>○移住・定住、地域活性化に資する事業</p> <p>○地域コミュニティの活動拠点として空き家などを活用し、活動を展開して地域振興を図る事業</p>
市が可能な役割分担	<p>○PR支援(市報、HP、ブログ、インスタグラム、県等への情報発信)</p> <p>○イベント等への後援等</p> <p>○地域活性化グループ員(市職員により構成)による活動支援</p>
補助金上限額	40万円

テ　　マ	高齢者等移送サービス活動の振興
提　案　課	高齢介護課
現状の課題	<p>人生100年時代を迎え、海津市でも高齢化率が30%を超えるなど高齢化が急速に進んでいます。高齢者の自動車事故が数多く報道されることや、高齢者ドライバーの運転免許証更新に認知症検査が開始されたことから、免許証の返納をされるなどして、自家用車の運転ができない高齢者が増えています。虚弱な高齢者はコミュニティバスやデマンドバスのバス停までの移動が困難で、ドアツードアの移動手段を求めています。</p> <p>自家用車の運転ができない高齢者にとっては、通院や買い物など日常生活を維持するうえで、送迎手段の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>高齢者の送迎では一部の地区社会福祉協議会で、送迎ボランティア活動が実施されているものの、市内全域に広がっていません。</p>
考えられる事業の例	<p>○地域住民による高齢者移送サービス</p> <p>自家用車の運転ができないなど虚弱な高齢者を市内等各地(医療機関や公共施設、商業施設)に移送する。</p>
市が可能な役割分担	<p>○事業の説明、PR活動</p> <p>○事業開始にあたっての相談</p> <p>○PR支援(市報、HP、ブログ等情報発信)</p>
補助金上限額	20万円



かいつ夢づくり協働事業 Q & A

- Q** 提案する事業の要件である「公益的な事業」とは？
- A** 個人や家族、友人間など、特定の人のために行われる事業ではなく、広く市民サービスの向上につながり、市としても一緒に取り組むことが適当な事業であることを要件としています。
- Q** 提案する事業の要件である「不特定多数の市民」の定義は？
- A** 協働事業には、地域型協働と目的型協働があります。
地域型協働の範囲として、小学校区以上の範囲を想定しています。目的型協働は、地域を問わず特定の分野において、公益性が高いものを想定しています。
- Q** 「行政提案型」は、市が決めた事業と一緒に実施する団体を募集するのですか？
- A** 「行政提案型」は、市が事業内容を決めて、実施する団体を募集するものではありません。
市は、市民と協働で取り組みたい課題やテーマなどを提示し、団体は、市が示した課題の解決やテーマの実現につながるような事業を企画し、提案していただくことになります。
- Q** 数年間かけて実施する事業は対象とならないのですか？
- A** 1年ごとで完了できる事業を対象とします。
翌年度も継続して実施したい場合は、翌年度あらためて提案していただくこととなります。ただし、補助金の交付回数は、3回が限度となります。
- Q** 事務所が市外にある団体は対象となりませんか？
- A** 海津市内で公益的な活動を行っていれば、事務所が近隣の町など市外にあっても対象となります。
ただし、協働事業を実施する場合、団体と市との連絡や協議などがスムーズにできることが必要です。
- Q** 新しく団体を立ち上げて応募したいと考えていますが、対象となりますか？
- A** 新たにつくられた団体であっても対象となります。
ただし、団体の運営に関する規約等が整備され、予算決算等の事務や経理事務が適正に行われることが見込まれ、市と協働して事業を遂行できることが必要です。
- Q** 事業の必要経費が少額でも提案できますか？
- A** 市の補助金の上限は、「市民提案型」は30万円、「行政提案型」はテーマごとに設定しています。上限額以内であれば、事業費が少額の事業や、市の経費負担の必要がない事業でも提案できます。
- Q** 提案する事業に市の補助金以外の収入があってもよいのですか？
- A** その収入が適正な金額であり、提案事業の経費に充てられるものであれば、市の補助金以外の収入があってもかまいません。

Q 他の助成金等を受けている事業でも提案できますか？

A 海津市または海津市の外郭団体（(社)海津市社会福祉協議会、(一財)海津市観光情報センター）から補助金等を受けている事業は対象外ですが、それ以外の団体等から助成金等を受けている事業は提案できます。

ただし、他の制度により助成金等を受ける経費については、海津市の補助金の対象外となります。
また、他の制度の規定に制約がある場合がありますので、ご確認ください。

Q 協働事業での市の役割分担として、どのようなことがありますか？

A 補助金による経費負担のほか、広報や情報提供、関係機関との連絡調整などが、どの提案事業にも共通するものとして考えられます。

なお、実施が決定した事業については、それぞれ事業の内容に応じて、提案団体と市担当課とが協議しながら双方の役割分担を調整することとなります。

Q 他の都市ではどのような事業が行われていますか？

A 他の都市でも様々な形で、地域の特性にあった同様の取組が行われています。
他の都市で実施されている事例の中から一部を紹介します。

<福祉分野>

○傾聴ボランティア育成・派遣事業

（事業概要）

地域福祉の新しい担い手として、様々な場面で傾聴ボランティアが活躍できるよう、傾聴ボランティア養成講座を開催し、終了した方が地域のボランティア活動に参加し、活動の輪を広げていく事業。

<環境分野>

○エコドライブ普及促進事業

（事業概要）

地球温暖化防止に向けて、エコドライブ普及員養成講習会や市民向け講演会などを開催し、市民の中からエコドライブ普及員を要請するとともに、エコドライブの大切さを市民に広く伝えていく事業。

<子育て分野>

○保育所での次年度就業予定の外国人の子どもと保護者のためのプレスクール事業

（事業概要）

外国人の子どもと保護者のために、外国語での発音をつけたひらがなや数字の訓練帳を作成し、就業前教室を開催したり、入学に必要なものや学校行事、地域の活動などについての説明会に通訳をつけて開催するなど、外国人の子どもや保護者の不安を軽減し、日本での子育てを支援する事業。

「かいづ夢づくり協働事業提案書」 記入方法

(様式第1号)

年度 かいづ夢づくり協働事業提案書

(あて先) 海津市長

提案書の提出年月日をご記入ください。

年 月 日

(提案者)

団体所在地

団体名

代表者名

団体の事務所の住所、団体の名称、代表者の氏名をご記入のうえ、代表者の印を押印してください。

どちらかの□に、レ印・■など分かるように表示してください。

①

市民の企画提案による協働のまちづくり事業について、次のとおり関係書類を添えて提出します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 市民提案型 <input type="checkbox"/> 行政提案型
2 事業の名称	<p>分かりやすい事業名をつけてご記入ください。</p> <p>行政提案型の場合は、事業名の後にテーマを()書きしてください。</p>
3 事業の概要	<p>①解決したい課題または地域ニーズ</p> <p>この事業により解決したい課題や、どのような地域ニーズからこの事業を提案するかをご記入ください。</p>
	<p>②事業の目的及び期待できる成果</p> <p>この事業を行うことで何を達成したいか、また、この事業を行うことで、どのような効果が得られるかをご記入ください。</p>
	<p>③実施する事業の内容(対象者、事業内容、実施方法等)</p> <p>次の事項が分かるように、事業の内容をご記入ください。</p> <p>○いつ ○どこで ○誰を対象に ○どんなことを ○どのような方法で 実施する事業か ※書ききれない場合は、別紙添付としてください。</p>

	<p>④事業のスケジュール (期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)</p> <p>月ごとの進め方が分かるような、具体的なスケジュールをご記入ください。</p> <p>(例)6月 〇〇〇についての検討・協議 7月 〇〇のチラシ作成 10月 □□□の開催・実施(〇月まで) 11月 □□□の実施</p>
	<p>⑤事業の役割分担の想定 (提案団体の役割)</p> <p>この事業を実施する上で、貴団体が果たそうと考える役割を、具体的にご記入ください。</p> <p>(市に期待する役割)</p> <p>この事業を実施する上で、市に期待する役割を、具体的にご記入ください。 (例)情報提供、広報、関係機関との調整、人的支援、補助金など</p>
<p>4 協働で取り組む必要性及び効果・メリット等</p>	<p>なぜ市と協働する必要があるか、また、協働で取り組むことにより、団体単独で行うよりも、市民にとってどのような効果が期待できるか、また、貴団体および市それぞれにとってどのようなメリットがあるかをご記入ください。</p>
<p>5 事業終了後の取組予定または成果の活用</p>	<p>協働事業終了後(次年度以降)、この事業についてのどのような取組を行う予定であるか、貴団体として、この事業で得られた成果をどのように活動に生かして行こうと考えているかをご記入ください。</p>
<p>6 その他</p>	<p>特記事項がありましたら、この欄にご記入ください。</p>

「収支計画書」 記入方法

(様式第2号)

収 支 計 画 書

1 収入の部

科 目	金 額(円)	内 訳
収入内容が分かるようにご記入ください。		
(参考例)		
「科目」	「金額」	「内訳」
○市補助金	200,000 円	市からの補助金
○自己資金	20,000 円	団体会費から充当
○参加者負担金	70,000 円	講習会参加者負担分資料代
合 計(A)		

合計金額は、「収入」、「支出」が同じ金額となります。

2 支出の部

科 目	金 額(円)	内 訳
支出内容が分かるようにご記入ください。		
(参考例)		
「科目」	「金額」	「内訳」
○報償費	120,000 円	講師謝礼@20,000×3名×2回
○消耗品費	13,000 円	コピー用紙@2,000×5箱 事務用品 3,000 円
○使用料及び賃借料	10,000 円	機材レンタル代 10,000 円
※「科目」については、16ページの「科目と経費の例」を参考にしてください。 金額については、消費税込みの額で記入してください。		
合 計(B)		

■収支計画書の「支出科目」については、次の科目と経費の例を参考にご記入ください。

科目	経費の例
報償費	○講師、指導者、協力者、ボランティアスタッフ等に対する謝礼等 ※ボランティアスタッフに対する謝礼については、5,000円/日(従事時間が4時間以下の場合は3,000円/日)以内を目安としてください。 ○参加者への記念品、商品、景品等 ※過度な金額のものは補助金対象外と判断する場合があります。
旅費交通費	○事業に要する電車・バス代等(実費額)
消耗品費	○事業実施に必要な消耗品代 ※備品の購入については、個別に判断します。
印刷製本費	○各種資料、チラシ、パンフレット、ポスター等を作成するための印刷代、コピー代等
通信運搬費	○各種資料、案内文書等を送付するための郵送料や宅配料、電話代等
使用料及び賃借料	○会議やイベントなどの会場使用料、事業に必要な機器・備品等の借上げ料等
食糧費	○講師、協力者、ボランティアスタッフ等の茶代・必要な食事代など最小限のもの ※団体内部の会議(打ち合わせ)等における茶代・食事代や懇親会費等は補助金対象外です。
その他	○その他事業の実施に必要な経費 (イベント保険料、広告料など)

○次のような経費は補助金の対象外となります。

- ・団体の維持運営のための経費
(事業実施に伴うものでも団体内部の打ち合わせ等に係る経費は対象外となります。)
- ・協議事業採択前の事前準備等に係る経費
- ・他の制度により助成を受ける経費
- ・交際費、慶弔費、参加者飲食費、懇親会費等

○支出科目、金額、内訳などは、市の規定などを参考に妥当かどうか審査します。

○提案書提出後ならびに事業採択後に、団体と市の担当課が事業内容や役割分担、収支計画等について協議し、最終的に協議後の内容で収支予算書を作成していただきます。

○事業終了後、収支決算書を提出していただきます。

また、決算書の内容確認のため、領収書の写し等、必要書類の提出をお願いします。

「提案団体概要書」 記入方法

(様式第3号)

提 案 団 体 概 要 書

1 団体名	
2 団体の所在地	〒 -
3 代表者名	(ふりがな)
4 設立年月日	年 月 日 <small>(NPO 法人の場合は設立年月日)</small>
5 構成員数	
6 団体の目的	規約等に定められている設立目的など、団体の活動目的をご記入ください。
7 主な活動内容	団体が主にどのような分野で、どのような活動をしているかをご記入ください。
8 主な活動実績	これまで活動された主な事業等について、具体的にご記入ください。(時期、活動内容、場所、対象など)
9 主な活動場所	主な活動場所(〇〇町、△△市など)をご記入ください。
10 担当者・連絡先	(ふりがな)
	氏名
	(役職等)
	住所 〒 -
	TEL FAX
	E-mail

団体の名称、事務所の住所、代表者名は、提案書と同じ内容でご記入ください。

規約等に定められている設立目的など、団体の活動目的をご記入ください。

団体が主にどのような分野で、どのような活動をしているかをご記入ください。

これまで活動された主な事業等について、具体的にご記入ください。(時期、活動内容、場所、対象など)

主な活動場所(〇〇町、△△市など)をご記入ください。



【お問い合わせ先】

海津市役所 市民活動推進課 市民協働係

住 所 : 〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所西館 1階

電話番号 : (0584) 53-3194

F A X : (0584) 53-1598

E-mail : shiminkatsudo@city.kaizu.lg.jp

海津市ホームページ : <http://www.city.kaizu.lg.jp/index.html>